



**令和 4 年度
商店街(会)活性化応援事業
実施要綱**

さいたま商工会議所

商店街(会)活性化応援事業実施要綱

<目的>

第1条

この要綱は、さいたま市内において自助努力で意欲的に事業に取り組んでいる商店街(会)等に対し、各種事業に要する経費の一部を助成する事により、商店街(会)の活性化並びに商業振興の発展につなげることを目的とする。なお、DX推進事業・新規申請商店街(会)事業・既存申請商店街(会)事業に分類して助成する

<助成対象事業者>

第2条

以下の内容に対して、1～6すべての条件を満たす商店街(会)等とする

1. さいたま商工会議所各種事業への参加、周知に協力いただける商店街(会)等であること
2. 申請事業の配布物等(ポスター、ホームページ、チラシ等)に「協力:さいたま商工会議所」を掲載する等PRに協力すること(申請年度の事業が既に完了している場合は除く)
3. さいたま市浦和商店会連合会・大宮商店街連合会・与野商店会連合会・岩槻商店会連合会の何れかに加入していること(※1、2、3)
4. 商店街(会)会長または副会長が、さいたま商工会議所会員であること
5. 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)中に実施する事業で、「令和4年度 商店街(会)活性化応援事業 実施要綱」にご了承いただける商店街(会)、連合会、協議会等
6. さいたま商工会議所が指定した期日(※4)までに、事業報告等が完了できる商店街(会)、連合会、協議会等

※1 法人(振興組合・協同組合等)・任意団体は問わない。

※2 各地区連合会組織における申請も可能とする(連合会・協議会等)(以下商店街(会)等という)。

※3 連合体とその連合体に所属する単会の重複する申請はできません。

※4 事業実績報告書の提出期限は、令和5年3月14日までとさせていただきます(厳守)。

<助成対象事業>

第3条

以下の事業に対して、すべての要件を満たすものを対象事業とする

- ・商店街(会)が行う、DX推進事業・新規申請商店街(会)事業・既存申請商店街(会)事業(※)
- ・商店街(会)として地域の活性化に寄与する事業
- ・その他、さいたま商工会議所が助成対象事業として認める事業

※ DX推進事業とは、商店街(会)がDX推進等に資するイベント事業。新規申請商店街(会)事業とは、商店街(会)が初めて当助成制度を活用するイベント事業。既存申請商店街(会)事業とは、商店街(会)が過去に当助成制度を活用し、継続的に取り組むイベント事業を指します。

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という）は、次に掲げる事業例であって、商店街（会）の活性化に寄与するものであるものとする。また現在、さいたま商工会議所が協賛金等の支援をしている事業並びにさいたま市商店会連合会主催による商店街（会）活性化応援事業については助成事業の対象としないものとする

<事業例>

1. IT活用・DX推進事業（※）
2. 地域ブランド（地域資源利用）事業
3. 活性化イベント事業
4. まちづくり事業
5. 子育て支援サービス事業
6. 高齢者向けサービス事業
7. イメージアップ事業
8. 空き店舗等の活用事業
9. 安全安心（防災・防犯）事業
10. 環境整備・エコ活動事業
11. 調査研究事業
12. その他事業

※ ITとは、インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する情報技術のことを指します。

※ DXとは、デジタルトランスフォーメーション。データやデジタル技術を駆使して、利便性の向上等をもたらすことを指します。

<助成対象経費>

第4条

助成対象経費は、（前述した）上記事業例等を、適切に実施し得るために必要な経費であって、次の項目に掲げるものとする（※）

- ① 広報・印刷費、② ウェブサイト関連費、③ 開発費、④ 販促費、⑤ 専門家謝金、
- ⑥ 借上費・使用料、⑦ 消耗品費、⑧ 通信運搬費、⑨ 通信運搬費、⑩ 研修費、
- ⑪ 資料購入費、⑫ その他

※ 汎用性のあるもの（パソコン購入、タブレット購入等）については、対象経費とならない場合がございます

※ アルコール除菌液、除菌シート、アクリルボード、マスク購入等の経費は補助対象外となります

※ 飲食に係る経費は、すべて補助対象外となります

<助成事業の審査基準>

第5条

各地区商店街（会）との調整並びに事業内容等を考慮した上で審査を実施する

<助成限度額>

第6条

1 事業に対する助成額は、「DX推進事業で『総事業費の2分の1以内かつ10万円以内でいずれか低い額』」または「新規申請商店街(会)事業で『総事業費の2分の1以内かつ5万円以内でいずれか低い額』」または「既存申請商店街(会)事業で『総事業費の2分の1以内かつ3万円以内でいずれか低い額』」を助成額とする(※)

※ 事業予算総額とは、さいたま市等の他の助成金等を除いた予算額を対象とする。

※ 申請商店街(会) 多数の場合および企画・申請内容により、希望に添えないまたは助成金額を調整させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※ 対象事業<DX推進事業・新規申請商店街(会)事業・既存申請商店街(会)事業>は、審査会で決定いたしますので、予めご了承ください。

※ さいたま商工会議所より協賛金や祝金等が出ている事業については、当助成制度の対象外となります。

<助成事業の交付申請書類>

第7条

助成を申請する商店街(会)等は、本実施要綱をご了承の上、助成事業の目的および内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した商店街(会)活性化応援事業申請書(様式1)、直近に開催した総会資料および商店街(会)名簿をさいたま商工会議所に提出するものとする

<助成金の交付決定>

第8条

さいたま商工会議所は、申請書に基づいて審査を行い、事業について助成事業とすることを決定し、当該事業を実施する商店街(会)等に通知(様式2)するものとする。

また、審査内容については、公表しないものとする。その際、決定された助成額についての申し立てについても一切受け付けないものとする

<申請の取下げ>

第9条

前条の規定により通知を受けた商店街(会)等は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、助成金交付決定を受けた日から20日以内に申請を取下げることができるものとする(様式3)

<助成金の請求>

第10条

助成金の交付決定を受けた商店街(会)等は、さいたま商工会議所に対してすみやかに助成金請求書(様式4)を提出しなければならない

<助成金の交付>

第11条

助成金請求書(様式4)が整い次第、さいたま商工会議所は概算払いにて助成金を指定口座へ振り込むものとする

＜助成金の受領＞

第12条

さいたま商工会議所からの助成金の入金確認後、すみやかに助成金受領書（様式5）を提出しなければならない

＜助成事業の遂行＞

第13条

助成を受けた商店街（会）等は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、助成金を運用しなければならない。なお、他の用途への運用は禁じる

＜助成金の返還＞

第14条

さいたま商工会議所は、事業終了後、報告された決算書を確認し、交付すべき助成額の決定をした場合において、既にその額を超える助成金の額が交付されているときには、期限を決めて返還を求めるものとする（様式7）

＜助成事業の実績報告＞

第15条

助成を受けた商店街（会）等は、助成事業完了後1ヶ月以内、または案内チラシ、ホームページ等に定める日付（土・日・祭日が入る場合はその翌日）、いずれかの期日までに、助成事業実績報告書（様式6、様式6-1、様式6-2、並びに記録写真、配布物、広報資料等）をさいたま商工会議所に必ず提出しなければならない

＜助成事業の変更等＞

第16条

助成を受けた商店街（会）等が、助成金の交付決定後、事業内容を変更する場合は、すみやかに変更承認申請書をさいたま商工会議所に提出しなければならない（様式3）。

助成を受けた商店街（会）等が、助成事業を実施する上で、年度内に完了する見込みが無くなった場合並びに事業実施が困難になった場合は、さいたま商工会議所にすみやかに報告をし、指示を受けなくてはならない

＜助成金の交付決定の取消し等＞

第17条

さいたま商工会議所は、助成を受けた商店街（会）等が、助成金を他の用途に運用した場合、または、著しく事業内容が変更になった場合は、交付決定した助成金の全部または一部を取り消すことができる。

前項の規定により交付決定した助成金の全部または一部の取消しを受けた商店街（会）等が、既に助成金の交付を受けている場合、さいたま商工会議所が定める日までに当該助成金の全部または一部を返還しなければならない

<その他>

第18条

さいたま商工会議所は、前条までに定める事項のほか、商店街（会）活性化応援事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要と認めたときは、助成を受けた商店街（会）等と協議を図り事業を推進することができる

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。